

令和5年4月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油給湯機付ふろがま1件）  | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちシステムキッチン（吊り戸棚）1件、扇風機1件）   | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電撃殺虫器1件、電気冷蔵庫（ワイン用）1件、<br>エンジン溶接機1件、椅子2件、電気サウナバス1件、<br>太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1件、<br>食品包装ラップケース1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300020	令和5年3月24日	令和5年4月10日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3200TX3(F)	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300025	令和5年1月25日	令和5年4月11日	システムキッチン(吊り戸棚)	G60B8L	日立化成工業株式会社(現 株式会社ハウステック)	重傷1名	当該製品の扉が落下し、使用者に当たり、右目を負傷した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月3日
A202300030	令和5年3月22日	令和5年4月12日	扇風機	KI-W279R	株式会社千住(輸入事業者)	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300021	令和4年10月1日	令和5年4月10日	電撃殺虫器	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和4年10月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月28日
A202300022	令和5年3月24日	令和5年4月10日	電気冷蔵庫(ワイン用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202300023	令和5年3月22日	令和5年4月10日	エンジン溶接機	CO中毒 死亡1名	倉庫で一酸化炭素中毒により1名が死亡し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和5年3月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300024	令和5年3月7日	令和5年4月11日	椅子	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、肩を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月30日
A202300026	令和5年3月28日	令和5年4月11日	電気サウナバス	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202300027	令和5年3月30日	令和5年4月11日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和5年4月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300028	令和4年12月18日	令和5年4月12日	椅子	重傷1名	当該製品に着座しようとしたところ、当該製品の肘部が破損し、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202300029	令和5年3月7日	令和5年4月12日	食品包装ラップケース	重傷1名	ラップを入れ替える際、当該製品の刃に当たり、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月4日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

扇風機 (管理番号:A202300030)

